

青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会  
第20回会合議事録

日 時：平成25年12月18日（水）15:30～17:32

場 所：内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、五十嵐委員、植山委員、奥山委員、尾花委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員（代理：佐川氏）

（参考人）：米田謙三（羽衣学園高等学校 教諭）、永富亜衣（羽衣学園高等学校）、増井宏昌（奈良県立奈良朱雀高等学校）、吉岡穂香（栃木県立宇都宮北高等学校）、岸原孝昌（（一社）モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）事務局 広報担当）

（内閣府）：杵淵審議官、山岸参事官

（オブザーバー）：

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室企画官、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）青少年からの意見聴取

①「高校生ICT Conference 2013」最終報告

②自由討論

（2）報告案件

（3）その他

3. 閉 会

4. 議事内容

○清水座長 そろそろ時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は第20回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」でございます。

最初に、出欠状況を事務局からお願いします。

○山岸参事官 事務局の山岸でございます。

本日は、三鷹市長の清原様が御欠席でございます。また、半田委員の代理で設楽様、別所委員の代理で佐川様に御出席をいただいております。

また、本日の議題1「青少年からの意見聴取」の件で、参考人として4名、この検討会の場にお呼びをしております。

大阪府羽衣学園高等学校教諭、米田謙三様。

同学園、永富亜衣さん。

奈良県立奈良朱雀高等学校、増井宏昌さん。

栃木県立宇都宮北高等学校、吉岡穂香さんです。

○清水座長 それでは、初めに事務局から本日の配付資料の確認をお願いします。

○山岸参事官 配付資料でございますが、まず、議事次第でございます。2枚目に資料一覧がございます。

資料1から資料6及び参考資料でございます。順に御説明いたします。

資料1-1が「『高校生ICT Conference』の取組」について。

1-2が「『高校生ICT Conference』～輝かしい未来に向けて～」でございます。

資料2-1が内閣官房配付資料「創造的IT人材育成方針の概要」（案）。

2-2が内閣官房配付資料「創造的IT人材育成方針」（案）の目次。

2-3が新戦略推進専門調査会人材育成分科会構成員の名簿でございます。

資料3が総務省配付資料「ソーシャルメディアガイドラインの普及促進等に関する取組」についてでございます。

資料4が経済産業省配付資料「ゲーム機に係るフィルタリング等の普及啓発活動の状況について」でございます。

資料5-1が内閣府配付資料、青少年インターネット利用環境整備に関する普及啓発検討会議の名簿でございます。

5-2が内閣府配付資料、パンフレットの改訂案でございます。

資料6がモバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）配付資料「青少年保護・健全育成における取組について」というものでございます。

これに加えまして、参考資料として、内閣府配付資料「第5回青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の案内チラシ。

2-1、2-2といたしまして「児童ポルノ排除対策推進協議会活動方針」及び「第二次児童ポルノ排除総合対策の概要」をおつけしております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日は「青少年からの意見聴取」「報告案件について」「その他」でございます。

早速最初の議題1「青少年からの意見聴取」をお願いしたいと思います。高校生ICT

Conference 2013」の最終報告といたしまして、青少年から報告を本日いただきたいと思いをします。その後自由討論としまして、高校生と本日の構成員を初め参加委員との自由討論をさせていただきたいと思いをします。

その前に、お諮りをさせていただきたいのですけれども、本日の検討会におきましては、傍聴者から、高校生による最終報告について写真撮影の許可の申請が出されております。検討会では原則傍聴者の写真撮影・録音は禁止されているわけですが、本日のこの事案につきましては、高校生の活動の一環として、その記録を残す意味もありますので、許可いたしたいと思いをしますが、構成員の皆様方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、議題1に係る議事につきましては、写真撮影を許可させていただきたいと思いをします。なお、撮影に際しましては、議事の邪魔にならないように、慎重な対応をお願い申し上げます。

それでは、議事に戻りまして「高校生ICT Conference 2013」の最終報告につきまして、まず、本日引率でお越しいただきました米田先生から「高校生ICT Conference 2013」の開催概要について御説明いただいた後に、代表であります吉岡さん、増井さん、永富さんの高校生3名の方に最終報告をここでお願いをいたしたいと思いをします。

それでは、最初に米田先生、よろしくお願いをいたします。

○米田先生 失礼いたします。

私、大阪の羽衣学園高等学校の米田謙三と申します。

本日は「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会(第20回)」の中で、貴重なお時間をいただきましたこと、まず、代表しまして感謝申し上げます。

早速、きょうはお時間のこともありますので、資料を2部用意させてもらっていますが、まず1部目の「『高校生ICT Conference 2013』の取組」を私のほうから御説明させていただきまして、その後、実際にきょうは3名高校生が来ていますので、その発表を聞いていただいて、先ほど清水座長からもお話がありましたように、自由討論という形に持っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

では、資料のほうからなのですが「高校生ICT Conference 2013」は、ことしから「高校生ICT Conference 2013」という名前になったのですが、昨年までは「高校生熟議」と呼んでおりました。

(PP)

「高校生熟議」のテーマなのですが、資料の2枚目、実は「高校生熟議」はことしで3回目を迎えております。歴史は長かったのですが、後でまたお話しさせていただきますが、この3回に関しては特に携帯、インターネットということを課題に、高校生たちがまさにリアルに本音を語って、うまく伝えていくという形でやったものが、この「高校生熟議」「高校生ICT Conference」というものです。

実際に課題ということで挙げさせていただきましたが、きょうはそのあたりは、資料に関してはまだ後でお読みいただければと思っております。

(PP)

2つ目の教育的な目的というところなのですが、大阪私学教育情報化研究会という私学会の中にあります情報科という科目の研究会の中から始めて、全国の情報科の研究会を初め、いろいろなところと連携をしていながら、安心協さん、EMAさんを初め、そういったところのサポートを得ながら、総務省、文科省、今回だと内閣府の皆さん、きょうも多分いろいろと来られていますけれども、事業者の方々、本当に極めて珍しいといえますか、これだけの方がこのカンファレンスに来るという場自身がすごくありがたいというか、おもしろくて、高校生たち自身がもちろん主役という形で行くのですけれども、もともと初めに書いてございますように、真ん中のあたりにあるのですけれども、コミュニケーションとかプレゼンテーションということを、実は最初は意識をしておりました。

ただ、時代とともに、その中でテーマにしていく議題がリアルということ。ネット熟議ということも過去2回ほどやらせていただいています。ネットの中で熟議をするということも手法としてはやってまいりました。ことしに関しては地域もふえまして、5カ所になりましたので、ことしはネット熟議のほうは割愛しまして、リアルということを中心に行わせてもらったと。

ポイントは、考えて、まとめて、話して、見せて、伝えるという、この5つのことを大切にしていながら取り組んでいるという手法になります。

(PP)

このICTカンファレンスの全てはこのスライドにございます。このスライドを見ていただきまして「『高校生ICT Conference』が目指すもの」という配付資料をごらんいただきたいと思います。

「高校生ICT Conference」は、この3年間全て携帯、インターネットにテーマを置いてきたのですが、高校生たちみずからがこのテーマの重要性を意識していきまして、このテーマをもとに熟議、ICTカンファレンスを実施していきたいということで、このテーマの設定をしております。

具体的には、セミナーとかシンポジウムとあるのですけれども、学校現場もそうなのですが、表の右側のあたりを見ていただくとわかるのですが、保護者も私たち教員でも、結構ネット、スマホは年齢が上がるにつれて、使えるかなと思ったら、ツールのほうもどんどん進化していくものですから、現状としてはなかなかネットがわからずに対応できない保護者がいる。

一方で、高校生たちは、まさにデジタルネイティブが今、高校生になってきていますので、どんどん操作能力はすぐれていく。本当に初めてさわったネット機器でも何年も前から持っているかのようにさくさく扱っていくのだけれども、そこが高い分、知識、能力が案外なく、簡単にネットを利用してしまう。それは高校生だけにとらわれず、最近だと知

識・経験が不足して、小中学生のトラブルもどんどん起きているという現状。

これに対して高校生たちが、左下の四角のところなのですが、大人からの押しつけではなくて、自分たち高校生自身がまさにこの下の図のように、並んでいる中心となって、例えば小中学生たちにも何かアドバイスができないか。あるいは、高校生は、私もそうですし、参加者みんなが思っているのですが、ESD的、サステナブル、持続可能な次の世代を担っていく時代ですので、すぐに大学生、大人、保護者とつながっていきますので、そのあたりはしっかりとこの時期に考えておく必要があるということを中心に取り組みました。

この「高校生ICT Conference」が持っている3つの意味というのは、1つ目は、高校生たちが場を設定することによって、なかなか現場ではできなかったことに気づくということがあるのです。全然違う、異質な学校が来るだけでもまさに異文化なのですが、その中で融合して行って、自分たちが一体どういうことをするかという気づきがまず起こります。

2つ目に、自分たちはどんなことができるかということ、先ほどお話しさせていただきましたように、小中に対してであったりとか、保護者、大人に対して考えるきっかけになりました。

3つ目、今、お話ししたように、自分たちもやがて保護者になっていくということで、ネット、携帯は切っても切れないと、どの会でも出てきているキーワードですので、そういったことの3点から大きな意義を持っていると思っております。

右のところ、具体的にはリテラシーを中心に、ネット利用、獲得できる、小中学生ということに自分たちもいろいろやっという事例も出てきております。

具体的には、本校でもそうなのですが、小中学生に対して実際にこういったことができるよとか、こういうことが危ないですよということの啓発の授業的なものであったり、1月にもそうなのですが、隠岐の島の中学生とネットでスカイプを使いまして、熟議を遠隔で夏休みにやらせていただきました。それも新聞とかでも結構取り上げていただいたのですが、隠岐の島にはコンビニがない。大阪はコンビニだらけなので、そのあたりから異文化が始まって、隠岐にはコンビニがないのかということ、隣にいる永富などもびっくりしていました。ただ、向こうの子たちからすると、ネットショッピングとかはやっている。大阪でも結構ネットショッピングはするので、そういった意識的な違いとかの話が出てまいりました。

(PP)

開催地は「高校生ICT Conferenceの流れ」という資料をごらんいただきまして、1年目は大阪だけで実施しました。2年目は大阪と東京で実施させていただきました。今年度は大阪の人数が多くなってきたので奈良を別にしまして、大阪と奈良、東京、新しく北海道と大分という形で、5カ所で開催させていただきました。大分などは特に、きょうも来ていただいておりますが、高校のPTAのほうで高橋先生とかにも御尽力いただきまして、大分のほうでも開催という形で、一応北から南まで全国5カ所ということ、ことしは開催をさせ

ていただいたということです。

2011年度のテーマはコミュニケーションということでしたので、インターネットのいい点、悪い点というところが2011年度。

最終報告の内容等はまたごらんいただきまして、2011年はこんなことがテーマだったんだと、はるか昔のように感じるのですけれども、こういうところから始まりました。

2012年度はいよいよスマホがテーマになって、スマホに関してのテーマ設定でいろいろやった。特に2012年度に中心になった話題は、ガラケー派かスマホ派ということで、高校生たちが盛り上がっていた。特にフィルタリングのこともかなり取り上げられました。これが2012年度です。

今年度、2013年度に関しましては、今まで2年を振り返りまして、去年も内閣府の検討会からも御助言いただきまして、もう少し突っ込んだ部分をやっていかないとと御提言をいただきましたので、高校生たちが今度は具体的に5W1Hということで、いつ、どこで、誰が、どのようにということを中心に、まさに情報モラルとリテラシーを中心に今年度は取り組ませていただいた。

それも具体的にいきますと、どのようにの部分の相手、誰にということ、3パターン置きまして、1つが先ほどあった小中学生に対して。

2つ目が大人、保護者。大人、保護者も行政さんという形でやらせてもらいましたので、こういう形でやらせてもらう。

いよいよこの3点を今から高校生たちが発表するという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

長くなりましたが、実際に高校生に用意をしてもらって、よろしいでしょうか。

○清水座長 よろしくお願ひします。

○増井さん では、これより「高校生ICT Conference」の発表を始めたいと思ひます。よろしくお願ひします。（拍手）

私は奈良県立奈良朱雀高等学校から来ました増井宏昌です。どうぞよろしくお願ひします。

○永富さん 羽衣学園高等学校の永富亜衣です。よろしくお願ひします。

○吉岡さん 栃木県立宇都宮北高校から来ました吉岡穂香です。よろしくお願ひします。（PP）

○増井さん では、まず、最初の発表「これからの安全のために」に関しまして、まず「小中学生に向けて」。

モラルに関しましては、人のことを考えさせることと、人の存在を認識させることが重要だと感じました。小中学生がネットを利用する上で最も気にするのは、モラルに関してです。この問題を解決するためには、まず、ネットとは関係なく、日常的にモラルを保護者の方や大人の方が教育していく。この基本的なことがすごく重要になるのだと思ひます。

次に、家庭のルールになります。子供には携帯を置く場所を決めさせることと、親の所

有物だと認めさせることが肝心だと思います。

携帯を置く場所を決めさせるということは、自分の携帯はすごく情報が固まったものなので、個人情報も当然あるかと思います。ですので、自分で管理させることを徹底して身につけさせることが重要だと思います。これは携帯に限らずほかのことに関しても応用でき、将来に生かされると思います。

親の所有物だと認識させることは、自分が所持していますが、保護者の方が契約してお金を払っているものなので、保護者の方に責任があるということをお子に認識させて使用させることで、間違った携帯の使い方をしないようにさせることができると思います。

次に、フィルタリングですが、フィルタリングをする意味を具体的に伝えるということが挙げられました。この子供たち、小中学生にとって、フィルタリングというのは守ってくれるものではなくて、すごく邪魔で鬱陶しいものと考えられます。ですので、何のためにフィルタリングをしているのかを伝えていかなければなりません。それを体験談などで広めることが有効的だと思います。この体験談は、保護者や大人の方々ではなく、兄弟の方であったり、身近な先輩であったり、身近な人から聞くことによって、より身近なものだと認識させることができるかと思います。

(PP)

○永富さん 次に「親に分かってほしいこと」なのですけれども「家族に向けて」は2つあります。

まず1つ目が技術です。スマホの使い方を覚えてほしい、子供が使っているツールを親にも使ってほしいという意見が出ました。スマホでの操作を親子で共有することによって、トラブルを減らしたり、また、お互いの知識を深めることが目的です。

次に、家庭のルールとありますが、プライバシーは守ってほしい、子供に合わせた携帯を持たせてほしいという意見が出ました。

子供に合わせた携帯を持たせてほしいというのは、具体的にいうと、親がインターネットやスマホの知識を持たずに子供にスマホを与えるというケースが多くて、子供がスマホを操作しているうちに、わからないことがあっても誰も聞く人がいないので、自分で適当に操作していつか慣れていくというケースが多かったです。そのうちに、適当にさわっていくがゆえにトラブルに遭いやすかったり、悪質なサイトに飛んでしまうというケースも多かったです。

(PP)

次に「現場をサポートしてほしい」ということなのですけれども、私たちから行政の方々に向けて、2つお願いがあります。

1つ目がマニュアルなのですが、レベルまたは地域分けをして、より密着したマニュアルが欲しいということで、レベルというのは、具体的に年齢や学年を指しています。年齢や学年、地域によってインターネットの使い方はさまざまなので、それぞれトラブルの種類も違います。ですので、この3つを考慮していただいたマニュアルが必要です。

次に、総合学習なのですけれども、情報モラルに関する授業を追加してほしいという意見が出ました。確かに私たちは情報という授業を通じてインターネットの学習をしていますが、授業というかしこまったものではなく、総合学習やホームルームを通じてインターネットについて話し合うことによって、より身近でわかりやすいものになるかなと思います。

ここでも小中学生や高校生のレベルに分けた話し合いが必要だと思います。小中学生にはモラルやルールなど、ネットを利用する上で最低限必要なこと。また、高校生に対しては依存や犯罪など、起こり得る可能性に備えるために話し合いが必要だと思います。

(PP)

○吉岡さん 続いて「企業と私達お互いのため」について、話したいと思います。

「ケータイ事業者に向けて」。開発の段階で、ユーザーに適した携帯をつくってほしいということです。子供携帯というのはよく耳にしますが、子供が使うスマホと大人が使うスマホが一緒のものだと、好奇心旺盛な子供がいろいろなものを押して行って、これは何だろうと操作していくうちに課金をしてしまったり、有害サイトに飛んでしまったり、そういうことになる前に、ユーザーに適した携帯をつくって販売、購入を促してほしいと思います。

そして販売。利用上の諸注意を説明してから販売してほしいということです。子供がスマホを買うときには大体お母さんとかお父さんとかと一緒にいると思うのですが、お店で説明を聞くことで、そんなことがあるんだ、では私たち親子の間ではこんなルールを決めようというきっかけがここで生まれると思います。

規約について。利用規約は文字が多くて読むのが大変という意見がしばしば出ました。ですので、利用規約は色をつけたり、強調するところは強調するなどして、わかりやすく読みやすい利用規約をつくってほしいという意見が出ました。

(PP)

続いて「ケータイゲーム事業者に向けて」。

ゲーム広告。広告の一部を注意項目にしてほしいということです。自分が使っているスマホの画面に課金のことであったり、有害サイトについてのことであったりの文字が書いてあったら、課金のことか、有害サイトかと自分でそのことについて考えるきっかけがここで生まれると思います。

長時間のプレーを防ぐために、何時間今、あなたはゲームをしていますよというお知らせをしてほしいという意見が出ました。ゲームはすごく楽しくて、夢中になってしまうので、気づいたら時間がすごく過ぎていて、そのときにお知らせが来ていると、自分はほかにもやらなくてはいけないことがあるのに、こんなにゲームをやっていたんだとここで気づくことができると思います。

アプリについて、過去に起きた事案を疑似体験するようなアプリを配信してほしいという意見が出ました。アプリは既にあるのですが、よりリアルに再現されたものを肌で感じ



るというのは非常に怖いな、こんなことにはなりたくないなという気持ちが自分の中で生まれると思います。

以上です。

(PP)

○増井さん 続いて、私たち高校生が同じ世代に向けて言うことです。

まず「同じ目線で話したら伝わりやすい」。

リスク管理では、ネットを利用する上でのリスクを知るべきだということが挙げられます。私たち高校生がふだん使用しているものは、SNSのLINEであったり、フェイスブックであったり、さまざまなツールがあります。その中でも、ツールを利用するに当たって、例えば冷蔵庫の中に入った事件など、ああいう投稿がある場合、閉鎖された空間ではそういうふざけたのりというのは笑い事で済みますが、投稿してしまうと全世界に広がってしまうので、そういうときのリスクを考えなければいけないということが挙げられます。

また、高校生には知識を詰め込んでいただきたい。インターネットの大きさを知るべきだということが挙げられます。まず、私たちが使用しているSNSでは、友達同士の会話はすごく閉鎖された会話になっています。ですけれども、幾ら閉鎖されているからといって、使っているのはネットを利用したものなので、方法によってはその内容を全世界に広めることもできてしまいます。ですので、そういう可能性もあるという知識をどんどん身につけていかなくてはならないと考えました。

また、友達の間で、横の関係で助け合うことも重要だと思います。悩み事や相談ができる友人を持つことがまずこの前提として挙げられると思います。例えば私自身が体験した内容では、LINEの投稿で私が上げて、友達そのままチャットの感覚で、ふだんしゃべっている内容を上げてしまって、いろいろな人が見ているわけであって、その会話はちょっと遠慮してもらいたいなと後で言ったのですけれども、そういうことを繰り返していかねばならないのではないかと感じます。

(PP)

続いて「私達が出来る事」を發表します。

まず、テーマと方法に分けて考えます。

テーマとしては、ネット依存について。これに対しての方法は、友達同士の中でルールを決めることです。かしこまったルールではなくて、例えばゲームをしているときであったり、ネットを使った会話をしているときに、これぐらいしゃべっているのだからそろそろよしたほうがいいのかと、自然に暗黙の了解をつくっていくことがすごく重要になると思います。

もう一つのテーマとして、情報リテラシー。これに関しての方法は、日常の雑談で話せるようにすることが重要だと思います。ネットの中で得た知識というのは間違っているものが多々あるので、日常の会話で友達同士でその話題を話しているときに、違う意見が出てきて、いろいろな意見を得ることで、その情報の正しさは、合っているのかどうかとい

う考えを持つようになって、情報リテラシーの力がどんどん高まっていくかと思います。  
(PP)

「輝かしい未来に向けて」、私たちが考えることを発表していきます。

まず、永富さん、お願いします。

○永富さん 私の意見は、開発者と利用者が現状を直視して責任を持った行動をとるべきだと考えます。例えば利用規約の点では、消費者側からすると利用規約が長くてわかりにくいものだし、早くアプリを使いたいというので同意してしまっただけでアプリを使う。でも、もしトラブルが起きた際、消費者側が同意しているのも誰か責めることができず、自分でもトラブルを解決できなくてどうしようという状態に陥ることが多いと思うのですけれども、この責任は消費者側だけではなく、提供する側も、消費者がもっと理解しやすいような利用規約をつくるなどという責任があると思います。供給する側が、消費者が利用規約を読むように促していくことによって、消費者もしっかり理解することによって、トラブルは減ると思います。

このように、その場しのぎの対処ではなくて、今、することに対してきちんと責任を持って行動することがトラブル回避につながると考えます。

○増井さん 私は、世代別での技術格差が偏見を生んでいるのではないかと考えています。

まず、スマートフォンを使うに当たって、私たち高校生はすごく使いやすく便利なものですが、保護者の方や同じ世代の方にとっては、スマホというのは非常に使いづらいものだという意見があると、私の主観的な意見なのですが、そこで、使いにくいから使わなくて、使わないからどういうものかわからないというのがネットに関しても出てくると思うのです。ですので、ふだん私たちが正しい使い方をしていても、保護者の方にとっては、どんな使い方をしていいのかかわからないからすごく心配だな、危ないのではないのかなと考えてしまうのですけれども、そこを解決するためには、まず、使う、使わないにしろ、どちらにしろ、とりあえずどういうものかという具体的な知識を得てほしい。そこで理解してもらっていけば、偏見がなくなっていくのではないかと考えています。

○吉岡さん 私は今、この世の中に生きていて、すごくやりとりが早くて、すぐに返事が返ってくることも多くて、返事がすぐに来て当たり前と思いがちなのですが、全然そんなことはなくて、人には人の都合があるということをおぼえてスマホを使っていけば、連絡手段としてスマホはもっと輝くと思いますし、娯楽としてのスマホは、アプリは日常生活を刺激してくれるようなすごく楽しいものがいっぱいあります。そのアプリに飲み込まれないで、自分なりに日常生活に組み込んでいけば、娯楽としてのスマホももっと輝くのではないかと思います。

以上です。

(PP)

○増井さん 以上で発表を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○清水座長 米田先生、増井さん、永富さん、吉岡さん、本当に素晴らしいプレゼンター

ションありがとうございました。

それでは、これから御質問をいただいた後、自由討論をさせていただきたいと思います。自由討論では、現役の高校生に来ていただいておりますので、今の「高校生ICT Conference 2013」に限らず意見交換ができればいいなと思っております。

最初に、今の御説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

御質問はないということですのでよろしいですか。よろしければ、自由討論ということで、高校生に本音を伺ってみたいと思います。我々は直接高校生と話し合う機会は余りないものですから、ぜひ構成員の皆さん、よろしくお願いします。どなたからでも結構です。

曾我委員、お願いします。

○曾我委員 大変すばらしいプレゼンテーションをありがとうございます。

私どもが日ごろ論議をして考えていることとかなり似ているお話をプレゼンテーションしていただいたような感じがするのです。

子供用のスマホとか子供用の携帯とかをつくったほうがいい。でも、それがなかなか販売しても皆さんに使っていただけない。フィルタリングをかけると、先ほどお話にあったように鬱陶しいと考えてしまう。これは我々も解決したいと思っておりますが、本当に高校生の中でそういうことについて日ごろどんなお話がされているのか、ちょっと聞かせていただけたら大変ありがたい。我々はすぐ大人の中だけで論議をしてしまうものですから、よろしくお願いします。

○清水座長 では、よろしくお願いします。

○増井さん 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、フィルタリングに対して、私たちと同じ世代にとっては半分半分といったところでは、何が半分半分かというところは、煩わしいものであるということと、とても有効的な手だという意見が出てきました。実際に私が奈良のカンファレンスを開いたときにも、奈良では新規の携帯契約者には18歳未満ではフィルタリングをかけることを推奨する条例がつくられましたので、それを中心とした話題が多かったです。発表のときにはフィルタリングに対して賛成なのか反対なのかという意見が発表の中心となっていましたので、そこでは半分ぐらい、有効であるのと要らないものであるという意見が対立していました。

鬱陶しいものに関しては、授業などでネットで情報を集める際に、フィルタリングがかかってしまって、いろいろな情報が見えない、調査不足になってしまうという意見が挙げられるのと同時に、有効的な面では、フィルタリングのおかげで性犯罪など悪質なものに取りつかれなくなったという意見がありましたので、賛否両論という感じになっております。

○清水座長 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ほかをお願いします。

どうぞ、お願いします。

○国分委員 すばらしいお話、うれしく思います。

ふだん友達同士の話の中で、例えば誰かがうっかりアダルトサイトに接続してお金をむしり取られたとか、あるいはその手前でもいいのですけれども、何かそういうことが会話の中で今まで出てきたのでしょうか。

もし出てきたのだとすると、どう対応すればいいかというのは誰に相談するのか。あるいはそういう遭遇をしなければ幸いなのですが、もしそういう場面に遭遇したら、誰かに相談したり、学校の先生とか親とか、そのあたりはどうでしょうか。

○吉岡さん 私の友達で、アダルトサイトからのメールで、あなたのアクセスがあったので幾らの何々をというのが来たと言っていたお友達がいる、そのお友達は別のお友達としゃべっていたのですけれども、その結果、おまえはどうしたのと聞かれていて、俺は接続した覚えはないから普通に無視したと言っていたのです。

多分その子は自分で身に覚えがないことなので普通に受け流したのだと思うのですけれども、親に言うのは恥ずかしいというのはあるのかなというのは友達としゃべっていて思っていて、思春期なので、アダルトサイトのことを親に言うのは恥ずかしいみたいな意見もあって、そういうときは気さくに話せる先生とか、年が近くて優しい先生とか、先輩とかに相談をするという答えといたしましょうか、結果といたしましょうか、というのが出ました。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○尾花委員 皆さん、お疲れさまでした。

私も現場に立ち合わせていただいて、大変活発に意見交換されている様子を見ていて、本当に頼もしいかと毎年のように思っているのですが、実は、本当に記憶に新しいところで、先週でしたか、消費者庁のほうから課金について、意識しないで子供たちが多額の課金をとということで、注意喚起をするような現状の発表とか、いろいろあったのが記憶にあると思うのです。

私は一お母さんの立場になると、我が家では2通りの方法をやっていて、上の男の子は自分でプリペイドを買って、お小遣いの範囲で使うという使い方をしてしているのです。下の女の子は、欲しいものがあると、例えばLINEのスタンプが欲しいからママ、買って、プレゼントしてと、私に全部買わせて全部プレゼントをする。買い物も私が買って全部お金は後で徴収するというような、立てかえて買ってもらうパターンと、自分のお小遣いでプリペイドを買うパターンに、我が家の子供は男の子、女の子によってたまたま使い方が分かれていますのですけれども、皆さん3人は自分の携帯やスマホで決済するときに、自分のお小遣いを使えるような状況になっているか、それとも保護者の決済をしてしまうような状態に今の設定がなっているかどうか。

あと、お友達とかはどのように使っているケースが多いかというのを、多分皆さんも最近話題になったことなので知りたいと思うので、教えていただけますか。

○永富さん 私は、LINEのスタンプとかで欲しいものがあつたらお母さんに頼むようにして、でも、私の周りの友達とかは、そもそもスタンプとかゲームのアイテムとかはまず買わないという人たちが大半なので、まずそこまで考えないです。

○増井さん 私の通学しているクラスで話していたことなのですが、私自身として、携帯ゲームでの課金とかをするときは、まずうちの母親がそういう知識が全くないので、私は兄弟がいるので、その兄弟と一緒に相談をして、プリペイドカードを買う。もちろんお小遣いの範囲であつたり、バイトをした収入のお金でやりとりをするということになっています。

携帯代は母親にいつも振り込んでもらうのですが、ほかの私のクラスの人でしたら、アルバイトを自分がしているので、携帯の決済も課金も全部自分で賄っている人がすごくいます。

○吉岡さん 私は、スマートフォンでお金を使ったことが一回もなく、スタンプも全然買わないのですが、私の友達が電子書籍が大好きな子で、続きが読みたくてつい今月もまた使ってしまった、上限を超えてしまったと言っていて、どうするのと言ったら、その子はお小遣いから引かれてしまったと言っていたので、そういうのはお小遣いから引かれるのだと思います。

○尾花委員 どうもありがとうございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

五十嵐委員、お願いします。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

高校生から企業に提案したいこと、大人、保護者に提案したいこと。私は今、小学校に勤めています。小中学生にもという提案があつたので、すごく驚きました。そして、感心しました。

小学校、中学校では初めて携帯やスマホを手にする子供たち、出会う子供たち、そして保護者の方もどうやってルールを教えたらいいのだろうと、すごく悩みが多いのです。そういう悩みの中で、今の話は先生がそういう話をするよりも、高校生の今の皆さんたちがお話をしたほうがわかりやすいなと思いながら聞いていました。ぜひうちの学校に来ていただいて、そういう話を保護者宛て、子供たち宛てにしてもらいたいなという思いをして聞いていました。

よければお話を聞かせていただきたいのですが、皆さんがスマホあるいは携帯だったので、初めて手にしたときに、どういうルールとかどういう注意を与えられたり、あるいは自分で考えたりして、大人よりも皆さんは技術はずっと先だと思いますので、どうやって身につけられたのかなということ。

初めてのモラルやルールのことと、どうやって今に至るまでの技術を身につけられたのかなということ、できれば聞かせてください。

○永富さん 私が初めて携帯を持ったときは小学校3年生で、同じクラスの中にも余り携

帯を持っている子がいなかったのので、操作方法も余り聞く人がいなくて、かつ、ガラケーなのでやることは限られていたのですけれども、好奇心とかというよりも恐怖のほうが大きくて、メールや電話以外は余り使わないようにしていて、つなぐときも一々親に聞いて使っていました。

あと、もともと機械とかの操作が苦手なので、スマホになってからも余りサイトに飛んだりとかはしなかったのですが、この熟議に参加して、勉強してから、注意事項さえ守って気をつけていれば、楽しく使えて便利なものになると知ったので、熟議に参加して、使用の範囲がいい意味で広がりました。

○増井さん 私に関しましては、小学校6年生のころから携帯を持ち始めました。そのときには保護者、うちの母親とかから当然フィルタリングをかけて使用するようになっていたので、ずっとフィルタリングがかかっていたんです。

私自身フィルタリングについてはすごく邪魔なものだと思っていたので、何とかしてフィルタリングと戦おうとか思って、フィルタリングの制限がかからないサイトを見つけて見つけてみたい感じのことをずっとしていたんです。それはただ単に好奇心というか、そんな感じだったのですが、高校に入ってから、高校で勉強する内容というのが、私の在籍している学校は情報系の工学系の学校なので、情報のモラルとかリテラシーを学ぶ上でフィルタリングが有効であると学びました。

確かにあれだけ苦労して戦ったものなのだから、さぞかし威力は絶大なのだろうと思っていて、高校生になってそういう授業を学んでから、母親と新しい携帯、スマホに変えてから、もうあなたはネットに関して知識が私よりも全然上だから、フィルタリングをしなくてももう大丈夫なのではないかと言っていたので、わかった、フィルタリングなしでもちゃんと正しく使えるようにしますと、そこではもう親に感謝して、今では慎重に慎重に扱わせていただいています。

○吉岡さん 私が初めて持ったのは小学5年生のときで、その携帯がカメラと電話しかなかったのので、そこで制限されていたのですが、中学、高校になって、ネットにもつなげるようになって、自分でもやり過ぎてしまうなと思ったことがあったのですが、そこで大きな存在だったのが友達で、成績が下がってしまって、これではいけないねと一緒にしゃべっていたときに、一回しかない青春時代を暇潰しのSNSとかスマホに潰されてたまるかという話をお友達としたのです。スマホをいじっている暇があったら一緒に遊ぼうとか、一緒に勉強しようとか、友達の存在で自分も変わりました。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

五十嵐委員の最初の発言で、小中学生に高校生が話してほしいというのがありましたね。米田先生にお願いですけれども、可能であれば、そういう場を設けていただいて、小学生、中学生に、経験した高校生が話してあげて、その状況をまた報告していただけると、非常に参考になると思います。

○米田先生 ぜひとも。

○清水座長 可能であれば、よろしくお願いします。

ほかにどうでしょうか。

それでは、私から質問させていただいてよろしいでしょうか。

有料のアプリは別としまして、多くの無料のアプリがありますが、例えばLINEとかそういうものが出てきたときに、高校生で広がるスピードというのはどのぐらいですか。一気にわっと友達の関係で広がるのでしょうか。あるいは徐々にでしょうか。よろしくお願いします。

○永富さん 私は一気に広がると思います。

○清水座長 すみません、一気にというのは、私の感じる一气と皆さんののは違うかもしれません。どのぐらいの感覚の一气でしょうか。

○永富さん 例えば私がスマホを持って、一番初めに勧められたのがLINEだったのですが、LINEをインストールしたら、次にやることというのはグループに招待されるのです。だから、アプリは自分が欲しいというよりも、相手が私に求めてくるので、グループに入ることによって情報をクラスに一気に回すことができるので、そういう意味で、求めるというよりも求められるという意味で、どんどん周りから、これインストールしたほうがいいよとか、これ便利だよという情報が来て、ではやってみようかという感じでアプリをとっていくので、すごく早いペースで広がっていくと思います。

○増井さん 私も同じような意見です。気づいてみれば広がっていつているみたいな感じでした。原因は、いろいろな原因があるかと思いますが、メディアの宣伝であったり、友達の間でうわさで、これを使ってみるとすごく楽しいからというのがあって、1カ月もたたないうちにクラス全員が使うようなものになっていると感じました。

○吉岡さん 具体的な速さでいいますと、私の経験上、二日、三日あれば50人所属している部活はみんなインストールします。

○清水座長 ありがとうございます。

尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 今、LINEで広まるという話があったのですが、実は私の身近で、中学生でずっと小学校6年間同じグループにいた女の子が、その子一人だけスマホを持ってなくてLINEが使えなくて、仲よしグループの中で一人だけLINEがないので帰ってからコミュニケーションができなくて、話が進んでしまうので、学校に行くと会話が通じなくて、結局疎外感を感じて仲間外れにされているような感じになっているということが続いた結果、不登校になってしまったというケースが実際にあったのです。

中学生は持っている子と持っていない子が物すごく極端にばらつきがあるのでいたしかたないのですが、高校生とかだとたまに持っていない子がいると思うのです。そういう子への連絡で心がけていることを、3人一言ずつお知らせいただけたら嬉しいです。

○永富さん 確かにスマホを持っている子のほうが多いのですが、持っていない子

もいて、クラスとかでみんなに連絡したいことがあったら、LINEだけのグループではなくて、携帯を持っているのであればしっかりメールをちゃんとするようにというのはもちろんなのですが、そもそも連絡事項は携帯ではなくてちゃんと学校の黒板に書いたりとか、みんなが同じ状況で情報を知ることができるように気をつけています。

○増井さん 私のクラスの場合では、ほとんど全員とっていいほどスマホまたはガラケーを持っているのです。ガラケーでもLINEが多少使えるので、そういうことはなかったのですけれども、そういうことがもし起こってしまった場合は、私の方法としては、まずLINEだけではなくて、永富さんが言うようにいろいろな手段を使ってでも、メールであったり、電話であったりして伝えるというのが重要だと思います。

また、学校の話題に関しても、学校の掲示板に書くというのが常識かと思うので、それで伝えるということで、不登校になってしまった子というのは、持っていなかったからということなのですが、仕方がないといってしまうと仕方がないのですけれども、会話に入れなからしゃべらないというのが、そこは私はどうなのかなという。私の性格からしたら、わからなかったらどんどん聞いていくタイプなので、そういう輪に無理やり入るようなタイプなので言うのですが、その子にとってはすごくつらかったのかなと思います。

○吉岡さん 私は簡単に2つなのですけれども、メールを使うことと、その子がいる前で、LINEで話したのだけれどもとか、LINEで決まったのだけれどもという言葉を出さない。その心がけというか、LINEで既に決まっていたのだとその子が思わないようにというのは、みんなで決めています。

以上です。

○清水座長 簡単をお願いします。

○曾我委員 一言だけ、3人にお聞きします。

ここは青少年インターネット整備法とって、フィルタリングして子供たちが安全にその道具をつかえるようにしようということを検討している会議なのですが、フィルタリングは皆さんにとって鬱陶しいというのがいろいろあると思うのですが、フィルタリングをして、皆さんが使える道具が安全に使えるようになると思うのです。そういう意味で、今はやっているLINEさんに対してもフィルタリングして使える道具にしてくださいとお願いをしている立場なのですが、皆さんから見ると、フィルタリングがなくて使えたほうがいいのか、フィルタリングがあつてそういうふうに使えたほうがいいのか、どちらにお感じになるか、教えてください。

○清水座長 簡単にそれぞれをお願いします。

○永富さん 人それぞれ使い方が違うので、使い方によって必要か必要でないかというのは変わってくると思うのですけれども、私の場合は、フェイスブックとかをよく使っているので、フィルタリングがないほうが便利かなと思いますが、フィルタリングを外す際には、いきなり外してしまうといろいろなサイトに飛んでしまったりとか、混乱してしまうことが起こると思うので、外す前の教育というか、こういうことに気をつけるとか、そう



いうものも学校であったらいいのかなと思います。

○増井さん 私に関しては、時と場合に応じてあったほうが良いと思います。

年齢に分けてフィルタリングの方式を変えていけばいいのではないかと考えています。小さいころにはホワイトリスト方式で行っていいところだけ行く。中高生になってくると、ブラックリスト方式にして、行ってはいけないところだけを封鎖するというふうに変えていけば、いきなり外されるよりは、徐々に変えていくので、それになれていって、ちゃんとリテラシーもついていくのかなと考えています。

○吉岡さん 簡単に言うと、すごくわがままなことを言っているのはわかっているのですが、LINEやツイッターなどの情報を連絡するツールはフィルタリングをかけてほしくないですが、アダルトサイト、ショッキングな画像があるサイトとか、犯罪に巻き込まれるような、薬物を扱っているような掲示板とかはフィルタリングで行けないようにしてほしいと思います。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

本日は、お忙しいところ、まず米田先生に「高校生ICT Conference」の活動全体を御説明いただきまして、大変すばらしい取組と理解することができました。厚く御礼申し上げます。

そして、3人の増井さん、永富さん、吉岡さんには、まず、すばらしいプレゼンテーションをいただきました。私が感激したのは、皆さんが本当に考えていること、3人がということではなくて、高校生全体が考えていることをまとめられて、私どもとか親、保護者とか、事業者とか、いろいろな人を対象に、希望とか、こうしてほしいということを明確に整理して御説明いただいた。これは非常に私どもにとって参考になりましたし、今後検討する際に貴重な情報と思いました。

最後に「輝かしい未来に向けて」というタイトルでそれぞれ3人の率直な思いを御説明いただきましたけれども、それを聞きながら思いましたのは、皆さんのような高校生がすばらしい未来をつくってくれるのだなという実感を持ちました。本当にありがとうございました。

また、質問に対しても非常に率直に、説明の仕方も上手だなと、完全に理解して説明されているなという実感を持たせていただきました。

スマホを初めとします携帯端末につきましては、いろいろな問題点もありますけれども、有効活用も多くありますので、そういったことをうまく高校生の皆さんに考えていただきながら、将来に向けて発展していただいて、社会に出て活躍していただきたいと思います。

本当に米田先生、増井さん、永富さん、吉岡さん、ありがとうございました。

それでは、ここで最後になりますので、4人の方々に厚く御礼を申し上げるということで、拍手をもってお送りさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

○清水座長 それでは、4人がここで退席されます。

(高校生、引率者退室)

○清水座長 引き続きまして、各省庁からの御報告の案件をお願いしたいと思います。

最初に内閣府から、普及啓発資料の改訂資料につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

○山岸参事官 それでは、内閣府から、保護者に対する普及啓発資料の改訂について、御説明をいたします。

本年度の検討会議の構成につきましては、資料5-1をごらんいただければと思います。本年度の検討会議の委員は記載の5名の方でございます。委員長につきましては、熊本市立総合ビジネス専門学校教頭の桑崎委員をお願いをしております。また、本検討会の尾花委員には、本検討会のメンバーとしても御参加いただいております。なお、子どもねっと会議所代表の井島委員と、お茶の水女子大学の坂元委員、千葉大学の藤川委員の3名の方につきましては、昨年度に引き続き、委員のお願いをしております。

本年度の検討会議では、昨年度の提言及びリーフレットの中身を踏まえまして、青少年のインターネット利用環境の変化を踏まえ、保護者に対する有効な普及啓発支援をいかに図るのかという内容の見直しに重点を置いて、御議論をいただいたところでございます。

各委員からは、資料の見直しに関しまして、この1年のインターネットの利用環境の変化というのは極めて大きいと、最新のインターネット環境や問題状況を反映する必要がある、とりわけスマートフォンの普及、そして、いわゆる隠れネット接続機器の問題についても保護者にきちっと認識を持たせるべきという御意見がございました。

また、青少年のインターネットの利用については、インターネットに接続できる隠れネット機器の問題のみならず、いわゆるネット依存の問題、歩きスマホ、ながら操作の問題、ソーシャルメディアの利用に関する問題、個人情報、課金トラブル等については、マスコミ等でも大きくクローズアップされていることから、このようなインターネット利用にかかわる最新の情勢については、可能な範囲で記述を盛り込むべきという御指摘もいただきました。

また、保護者ができることについては、具体的に保護者として何ができるのか、具体的な行動につながるような気づきをこの資料から得られるように、深追いをしない適切な記載を工夫すべきではないかという御意見も賜ったところです。お子様の将来のためになどと冒頭にメッセージを盛り込む、また、リーフレットのまとめとして保護者に確認を促すべきことを、保護者の役割として最後に整理してまとめるべきではないかという御意見もいただきました。

また、ソーシャルメディアの利用が青少年に浸透しており、コミュニケーションアプリ等のグループでのメッセージのやりとりは、1つの家庭でルールをつくるだけでは取組の実効性に乏しいのではないか。このため、学校や地域の保護者同士で情報交換して、子供たち同士のルールづくりを進めるなど、学校、地域における連携が重要である旨も盛り込

むべきではないかという御意見でございました。

また、スマートフォン等のフィルタリングの記載については、深追いをすると逆に逃げ腰になってしまう。まずは動機づけが重要だと。詳細な使い方については、販売店の相談窓口などに誘導する記載も有効ではないか。保護者がスマートフォン等の接続機器に応じて何ができるのかわかるよう、図表等も工夫して、重点を指向したわかりやすい記載にすべきなどの議論、指摘がなされたところでございます。

このため、必要な情報量を盛り込む観点から、大型のA3 2つ折りとすること、また、保護者に自分のこととして考えていただくよう、保護者に呼びかけて意識喚起を図る形式を採用することについては、昨年度のリーフレットの方式を踏襲した上で、事務局のほうで、昨年度の提言で示された最新のインターネット環境を反映するとともに、インターネット利用の問題を保護者に確実に理解してもらう、必要な情報ができる限り多くの保護者に届くための工夫を凝らす、地域における取組の支援に資するようにするの3点の方向性に基づき、御紹介した検討会における議論やメール等での各委員からの御意見等を踏まえて、内容の校正、見直しを進めてまいりました。

その結果が、お手元に5-2として配付をしておりますリーフレットの素案でございます。文言や表現ぶりにつきましては、検討会議においていまだ調整中のものがございますが、桑崎委員長、各委員の御了解を得まして、本日本検討会に御紹介いたすものでございます。本検討会での各委員の御意見も踏まえた上で、今後表現ぶりにつき、検討会議事務局で調整して確定をさせてまいりたいと考えております。

本日は時間も限られておりますので、検討会議を踏まえ、本年度のリーフレットの内容、構成につき、ポイントを絞って御紹介をいたしたいと思っております。

まず、資料5-2の1ページ目、リーフレットのタイトルでございますが、昨年度は「お子様を有害情報から守るために」としていたところ、子供のために保護者に何ができるのか、具体的に保護者が責務を果たすことを促す観点から「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」と改め「保護者向け」との記載を明示して設けることとしております。

その上で、資料につきましては、1として「保護者の理解と見守りが、お子様を守ります」。

2として「お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか」。

3として「保護者ができる3つのポイント」。

4として「保護者の役割を確認しましょう」。

5として「小さなことでも気軽に相談しましょう」の5つの章立てで構成をしております。

まず「保護者の理解と見守りが、お子様を守ります」という1章目でございますが、これにつきましては、2の「お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか」で、持たせているインターネット接続機器について、具体的にイメージで確認をさせておりますので、

機器の例示の記載については重複を避けた上で、インターネットの意義、問題点について記載をしております。ここでは不適切な表現や画像など、青少年の健全な成長を著しく阻害する情報にも触れる可能性があること、コミュニティサイトの利用などにより、友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれることがあることに加えて、いたずらのつもりでも安易に犯行予告などを行えば、犯罪の加害者側になることもあることを指摘した上で、行為によっては罰せられる場合もある旨の記載をしております。

また、検討会議の議論を踏まえまして、保護者が留意すべきポイントについて理解をしやすいよう、3点に整理をして、右肩のところで「保護者ができる3つのポイント」ということで、3点をコラムで掲げるとともに「お子様の将来のために」と題しまして、保護者が子供に賢く有効にインターネットを利用できるように環境を整えることが、子供の将来に向けてどうして大切なのか、得心できるよう、交通安全ルールを例として記載をしております。

1 ページ目の下段では、検討会議の御指摘、議論を踏まえ、まず、保護者の方に「お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか」として、子供にどのような機器を持たせているか、また、どのようにインターネットを使わせているか。そのような、どのような環境、場所でどのようなサービスを利用しているか、無線LAN回線を使用しているかなど、お子様の利用状況、環境をどの程度認識できているか、チェックポイントの形で確認を促す記載をしております。

この上で、コラムでスマートフォンを初め、インターネット接続機器が増加していること、携帯音楽プレーヤーでも機器によってはスマートフォンと同じようなサービスやアプリを利用できることについて、リマインドをすることとしています。

また、モバイル端末の普及により、子供のインターネットの使い方が急激に変化していることから、SNS、チャットや掲示板、交流サイト、ゲームやアプリでの課金など、保護者が気づいていない使い方をしていないか確認、認識を促すように構成をしているところです。

なお、コミュニケーションアプリの利用、店舗などでの無線LAN回線の利用、歩きスマホ、ながら操作、いわゆるネット依存につきまちは、保護者が何をすればいいのかについて、具体的な対応のヒントや気づきを得られるよう、コラムに整理して理解を促すこととしております。

2 ページから3 ページ、ここでは「3 保護者ができる3つのポイント」として、保護者がどのような取組ができるのかについて、具体的な気づきを得ることができる記載を心がけて、冒頭に示しました3つのポイントについて、記載をしております。

第1のポイント「適切にインターネットを利用させましょう」という形で表題をつけておりますが、これについては本項目の細目としては「ネットデビュー～初めてインターネットを利用させる場合」「新しい機器をお子様を持たせる前に」「持たせ始めが肝心」「少しずつ利用できる範囲を広げる」と段階的に構成を整理し、保護者が子供の能力発達を見

きわめて、成長に応じて段階的にインターネットを利用させるよう、どのように子供の情報環境を整えていけばいいのか、気づきを助言する中身としております。

具体的には、ネットデビューの箇所では、保護者と一緒にインターネットを利用させて、知識、情報、モラルを見つけさせるよう促すとともに「新しい機器をお子様を持たせる前に」につきましては、持たせる前の親子の話し合い、目的の位置づけ、モバイル端末、とりわけ親スマホ、中古スマホの問題についても保護者に注意喚起をして、適切な認識を促すとしております。

また「持たせ始めが肝心」につきましては、トラブルや過度の利用に陥らないよう、小まめな利用状況の確認を促すとともに、お子様専用の機器を持たせる場合に保護者の見守りが必要なことを伝えるため、保護者が貸して使わせるという意識づけをすることを有効な方法の1つとして紹介をしております。

その上で「少しずつ利用できる範囲を広げる」として、保護者が子供の能力発達を見きわめて、成長に応じて段階的に利用をさせるよう、どのように環境を整えていけばいいのかについて、カスタマイズ等の活用などに係る記述も盛り込んでいます。

第2のポイント「(2) 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう」につきましては、昨年度は具体的にルールをつかってリーフレットに書き込む欄を設ける構成としておりましたが、今回はスペースの関係から、保護者が家庭のルールを子供と一緒に具体的に作り上げていくに際して、取組に際しての気づきに重点を指向して、5つのチェックポイントに整理をしております。

具体的には「お子様が使おうとしているサービスと一緒に見てみましょう」「お子様と話し合ってルールを作りましょう」「お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう」「ルール違反があった場合、次にどうすれば違反しないかお子様と一緒に考えましょう」「トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう」となっております。

また「ご家庭のルールの具体例」につきましては、コミュニケーションアプリ等、青少年の利用実態を踏まえ、友達にメールやメッセージのやりとりを強要しない、インターネットを使わない子を仲間外れにしない等、アップデートをしておるところです。その上で、コミュニケーションアプリ等のグループでのメッセージのやりとりについては、先ほど申し上げましたとおり、1つの家庭でルールをつくるだけでは取組の実効性が期待しにくい面もありますので「友達の保護者と連携しましょう」という形で、コラムに特記する形で、学校や地域の保護者同士で情報交換をして、友達同士のルールづくりを進めるなど、学校、地域における連携が、ルールづくりに際しても重要である旨の記述を設けているというところでございます。

また、家庭のルールをつくる際に、保護者の心構えにかかわるものについては、保護者が自覚をしやすいよう3点に整理をしまして「家庭のルールを作る際の心構えを確認しましょう」ということで、保護者にリマインドを図ることとしております。

なお、ソーシャルメディアの利用については、青少年による不適切な事案等も指摘して

いることから「ソーシャルメディアの利用について」として、インターネットの情報環境としての特性についても言及しつつ、実社会でやってはいけないことはインターネット上でもやってはいけないと注意喚起するとともに、個人情報を書き込まない、他人を誹謗中傷する書き込みをしないなど、その特性を踏まえて、ルールやマナーを守ることを身につけさせることの大切さについてリマインドをすることとしております。

第3のポイント「お子様に持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう」につきましても、保護者が具体的に機器に応じてどのように対処をすればいいのかわかりやすいよう、昨年度の記述を大幅に見直し、類型別で整理をしております。具体的には1ページ目で保護者に確認を促した機器に応じて、それぞれ「携帯電話を持たせる場合」「スマートフォンを持たせる場合」「パソコン・ゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーを持たせる場合」に類型を分けた上で、それぞれインターネットを利用させるに際し、適切にフィルタリングなどの利用を促す、リマインドする中身としております。

とりわけ、スマートフォンにつきましても、内容のポイントを絞り、図表や整理を工夫して記載しないと保護者が理解しづらいという御指摘を受けておりますので、今回図表をこのような形で入れた上で、ウェブ、ブラウザ用のフィルタリングを設定する場合でも、携帯電話会社の電波を使ってインターネットに接続する場合と、御自宅や店舗等で無線LAN回線を使ってインターネットに接続する場合が異なること。それぞれ何をすべきかがわかるように記載をする。

また、インターネットでアプリを使う場合には、ウェブ、ブラウザ用のフィルタリングを設定していても、これとは別の仕組みだと。端末側でアプリ用のフィルタリングが必要であることが保護者にすっとんと理解ができるようポイントを絞った記載に努めているところでございます。

また、フィルタリングについては、ウイルス対策と対比して説明することにより、それぞれの特性の理解がより容易になるとの尾花委員からの御指摘等もございましたので、フィルタリングとウイルス対策についてはペアでセキュリティー対策を行いましょうということで、2つの対策をパッケージとして記載し、保護者に適切なセキュリティー対策を促す記載を新たに盛り込んでおります。

なお、図表等については、尾花委員から御提供いただいたものを参考にしておりますが、保護者への訴求性等を勘案して、今後イメージ図の中身について調整を進めてまいりたいと考えております。

「C パソコン・ゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーを持たせる場合」につきましても、1ページ目でも申し上げておりますが、機器によってはインターネットに接続して、スマートフォンと同じようなアプリやサービスを利用できるものがあることから、これらの機器について保護者に適切な注意喚起を促すため、このような記載のところを、お子様に機器を持たせる前に何をすべきか、また、フィルタリング等についてはどのように利用すべきかという点について、記載を盛り込んでいるところでございます。

4 ページ目、ここでは「保護者の役割を確認しましょう」と題しまして、これまで説明してまいりました3つのポイントについて、改めてリマインドをするとともに「お子様を見守りましょう」「お子様と会話をしましょう」「個人情報や課金などについて」として、検討会議での議論を踏まえ、保護者の役割について、子供との話し合いなどを通じて、その役割につき、気づき、確認を促したい内容についてポイントをまとめております。

また、いわゆるネット依存等のインターネットの過度の利用の問題等については、まず保護者自身が適切にみずからの責務や役割を自覚することが必要になります。このため、コラムといたしまして「保護者自身が気を付けること～お子様は保護者の行動を見て、学び・育ちます」として、保護者が子供とともに寄り添いながら、みずから学び、インターネットに関する知識・技能や情報モラル・コミュニケーション能力を身につけ、子供の情報環境を整えていくことの重要性について意識喚起をするとともに、保護者や子供のネット依存等を予期するため、インターネットの過度の利用について注意喚起するとともに、節度ある使い方ができるよう、家庭のルールに基づく利用を促す記述を盛り込んでいます。

4 ページの下段につきましては「5 小さなことでも気軽に相談しましょう」として、必要な情報ができる限り多くの保護者に届くための工夫の一貫して、保護者が具体的にどのように情報を入手すればいいのか、相談窓口について記載を盛り込むとともに、実際に心配の種を抱える保護者が、子供のために何ができるのか、何をしたらいいのかがわかるよう、具体的な助言を記載しております。

具体的には「機器の購入時に相談窓口を確認しましょう」として、購入時にフィルタリングやペアレンタル・コントロール機能の利用方法・設定等について確実に相談できる窓口の確認を促すとともに「保護者同士で相談しましょう」としまして、家庭で保護者が悩みを抱え込んで孤立するようなことにならないよう、地域において、学校の同級生等の保護者がお互いに小さな気づきを得る機会を得ることの重要性や、小さなトラブルや失敗から学べる環境づくりを積極的に促すこととしております。

なお、問題を抱えた場合の窓口といたしましては、当該リーフレットでは全国的な相談窓口の記載をしておりますが、昨年度の御提言を踏まえまして、地域の取組を中核とする国や関係団体がこの動きをしっかりと支援する必要があると考えておりますので、地方公共団体における身近な相談窓口を別途周知していただけますよう、本記載欄については、ホームページ掲載版ではカスタマイズできる構成をお勧めしたいと考えております。

本日御紹介しております案につきましては、本検討会における委員の御提言等も踏まえ、桑崎委員長のもと、検討会議の委員において最終的に内容を調整、確定してまいることとしております。その上で、民間業者に発注をしまして、今回関係省庁の中には消費者庁も新たに追加されているところがございますが、関係省庁連盟のものとして、各地方公共団体に通知、配布するとともに、内閣府のホームページに掲載し、3月の進学、進級時の啓発活動に御活用いただくこととしております。

資料の見直しについての御説明は以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

審議につきましては、後ほどまとめて時間をとりますので、よろしく申し上げます。

次に、資料2-1、2-2、2-3となりますが、創造的IT人材育成方針につきまして、内閣官房IT総合戦略室から御説明をお願いします。

この資料2-1から2-3につきましては、非公開の資料でございますので、配付は委員とオブザーバー限りとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○永山企画官 ありがとうございます。

内閣官房IT総合戦略室の永山でございます。きょうはこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは資料2といたしまして、3つ資料を用意させていただいております。資料2でございますが、本年6月に閣議決定されました新IT戦略「世界最先端IT国家創造宣言」を着実に推進していくために、内閣総理大臣を本部長とするIT総合戦略本部、この中に新戦略推進専門調査会、またその中に人材育成分科会を設けまして、この分科会にて取りまとめているものでございます。

分科会のメンバーでございますけれども、資料2-3に記載されております方々で構成されているところでございます。座長には本検討会の座長でもございます清水先生に御就任いただいて、御指導いただいているところでございます。

本方針は、年内にIT総合戦略本部で了承していただく予定をしております、その後公表されるということになってございます。検討会委員の皆様には別途本検討会事務局などを通じまして、改めて御案内させていただきたいと考えてございます。

したがいまして、本日は、大変恐縮でございますけれども、本文の配付ではなくて、資料2-1としまして概要の1枚紙、資料2-2といたしまして目次のページを用意してございます。何とぞ御容赦いただきたいと思います。

本方針でございますが、資料2-1に書いてございますように、「国民全体のIT利活用能力の底上げ」あるいは「我が国の経済発展に寄与する高度なIT人材の創出」を目標にしてございまして、2020年、これはIT戦略そのものの目標年でございますけれども「世界最高水準のIT利活用社会」をつくっていくということがゴールになってございます。

人材育成でございますので、ゴールという形で結実するかというと、以降もずっと継続した取組が必要だということでございますけれども、まずは2020年を目指した体制の整備等々を目指しているということでございます。

「目標達成に向けた本方針のアプローチ」ということで、2つ四角が書いてございますけれども、まず、就学前の子供から高齢者までを網羅する国民全体のITリテラシーの向上、イノベーションを創出していく高度IT人材の育成。この2つを大きな柱とし、年代や目的に応じた層別区分を行いまして、それぞれに求める能力項目の整理方針を取りまとめるということ、用意しているのがここの育成方針でございます。本部で決定次第、具体的な



アクションに向けた項目整理に移行してまいります。

なお、インターネット接続機器を所持する者の低年齢化が急激に進んでいるということ为背景にいたしまして、就学前の子供から小中高生及びそれらの保護者への対応につきましても、重要な要素の1つということで触れているところでございます。

今後の具体的なアクションにつきましては、項目整理を進めて行くこととなりますけれども、当検討会の皆様あるいは今回列席いただいている各府省の皆様と、連携を密にしながら議論を進めていきたいと考えてございますので、何とぞよろしく願いいたします。

きょうは本文を紹介できずに大変残念なのですが、このような取組を進めているということと、間もなくではございますが、IT総合戦略本部で決定したものをもとに、今後の議論を進めていきたいと考えてございますので、この点について報告させていただきました。ありがとうございます

○清水座長 どうもありがとうございました。

私からちょっと補足させていただきますと、資料2-1に図がありますが、右下の赤い枠で囲んだ真ん中に「保護者の情報活用指導力」と書いてあります。この方針では、これから具体的なアクションプラン等をつくるわけですが、保護者が子供に対してどう指導したらいいかということ具体的な能力として決めるといいますか、能力を上げるとともに、それを保護者が子供に指導するのも難しいものですから、非常に短い映像コンテンツをつくりまして、スマホ等で子供に見せることで指導ができないかと考えているところでございます。

それでは、次に移らせていただきまして、総務省から説明をお願いします。

○玉田総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 総務省でございます。

資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。「ソーシャルメディアガイドラインの普及促進等に関する取組」という資料でございます。

1 ページ、昨今ソーシャルメディアを通じた炎上に係る事件が続いているのは御案内のとおりでございます。例でございますけれども、冷蔵庫にコンビニエンスストアの店員が入っている写真が掲載された件。また、下にまいりまして、ぎょうざ店に来客した客が裸の写真が掲載してしまった件。右上に参りますと、神戸の市営地下鉄の駅で、少年らが線路に立ち入った写真がアップされた件。右下でいいますと、北海道のデパートで、従業員が土下座をさせられた写真がインターネット上にアップされた件等々、ものによっては刑事事件化するものも含めて、幾つかの事例が報じられたところでございます。

2 ページ、このような背景等含めまして、総務省では研究会におきまして、スマートフォンの安心安全な利用に関する主要なテーマについて、その対策を検討しようということで、去る9月に「スマートフォン安心安全強化戦略」という形で発表させていただいております。この戦略では3つのテーマを取り上げてございますけれども、このうち青少年によるソーシャルメディアの適正な利用に関する課題と対策ということで「スマートユース イニシアティブ」という形で取りまとめてございます。さらにこれを受ける形で、

安心ネットづくり促進協議会のほうでも具体的な取組が進められているところがございます。下に1、2、3とあるのがその3点でございます。

まず、1点目、これはスマートフォンのアプリケーションによって位置情報、電話帳情報等のユーザー情報が外部に送信される等の問題があるということで、プライバシー上の課題について、アプリケーションごとにプライバシーポリシーをつくって公表してくださいということを、自主規制として提供者に求めているという内容等がございます。

先ほどの保護者として取り組むべき課題のA3の資料の中でも、この点についても触れていただけるとなおよしいのかなとも考えておるところでございます。

2点目は、昨今のICTサービスの提供に係る苦情、相談に係る対応。

3点目が、今、申し上げましたスマートユースイニシアティブでございまして、ここではソーシャルメディアが青少年に拡大し、安易に個人情報を公開してしまい、その結果、被害やネットの炎上に巻き込まれる等の場合があるということで、2012年をベースに、企業、大学等におきましては、このソーシャルメディアのガイドラインを作成する動きが活発化する中、高校生以下ではまだおこなっているということで、ガイドラインの自主的な作成を促進しましょうということをここでは述べてございまして、それを受ける形で安心協普及啓発活動作業部会におきまして、そのひな形の開発等を行っていただいて、この10月31日にウェブサイトで公表もされているところでございます。

3ページ以下で、安心協のガイドラインづくりのすすめについて簡単にポイントを御紹介させていただきます。

まず一番最初、すすめとして、全体的な考え方が書かれてございます。

3つ目のパラグラフで、インターネットは個人間の通信や情報を得るためだけでなく、さまざま発信できるメディアだということで、不正確な情報、不用意な記述がされたり、ジョークで載せたつもりが意図しない問題に発展するなどのことがありますということ。

そういう意味で、インターネットにおいてもルール、モラル、マナーを守ることが大切だと。

その上で、最後のパラグラフにあります。学校、PTA団体、教育関連機関等において、このページも参考にしてほしいというメッセージを挙げておるところでございます。

4ページ「ガイドラインの中で忘れずに伝えたいこと」ということで、10点記述がされております。

1点目、策定目的、適用範囲をわかりやすく表示をすること。2点目、法令等の決まりを守る。3点目、個人の尊重。4点目、誹謗中傷しない等々ございまして、特に特徴的でありますのが、8点目、この情報は一度発言・発信したら完全に取消すことはできないことに留意しようということ。また、9点目として、自分自身や他者の将来に重大な影響を及ぼす可能性があることについても言及がされているという点でございます。

その下にありますのは、2つの作成事例として、学校から中高生向け、また、保護者から子供向けということで、ひな形が示されております。5ページ以降でそのものがござい

ます。

5 ページ「学校から中高生へ」のサンプルということではありますが、ここでも今、ございましたような法令、規範を守ろうということ、マナーモード指示を守るとか、歩きスマホなどに注意しようということ、個人情報に関する書き込みを行わない、写真などを発信するときは許可を得ましょう、その他の記述がなされているところでございます。

6 ページ、今度は「保護者から子どもへ」の家庭のルールサンプルということで、一番最初に携帯、スマートフォンの利用時間は何時までと決めてはいかがかという点がございいます。また、3点目に歩きスマホ、音楽を聞きながらの自転車走行はしないなどの具体的な例示。また、5点目としまして、自分以外の人が写った写真や情報を発信する際には許可を得ようということなどが示されてございます。

7 ページは、個別の学校における具体的なソーシャルメディアガイドラインづくりの取組の事例でございます。先ほど高校生カンファレンスの説明がありました大阪府の羽衣学園の事例ということで、資料をいただいております。

ポイントでございますけれども、作成をしようという背景・目的につきましては、ソーシャルメディアの利用に伴うトラブルが、高校生以下の低年齢層に拡大している状況の中で、常に教師よりも生徒側が先行して利用するという中で、教職員全員でガイドラインに沿った注意喚起を行う必要があるということから、適正なネット利用、生徒の健全育成の側面からも、このガイドラインを策定していこうということでございます。

また、その方向性として、中ほどですが、学校と生徒が一体となった検討チームを立ち上げるという点がございいます。先ほど御紹介しました総務省の安心安全強化戦略の中でも、上からの押しつけではなくて、現場の学校、生徒あるいは家庭での自主的なルールづくりが大事だと指摘されておるものでございまして、こういった取組が進んでいるという点でございます。

8 ページは、この検討事項として、目的、方向性、検討体制等々の記述。

スケジュールは、この12月にメンバーをつくって、半年ほどかけてやっていこうということが示されております。

9 ページ、最後に、総務省といたしましても、このような取組を全国的に展開することを側面支援するという観点で、地域ベースに総合通信局の活動も含めまして、地域のコーディネーターとなりまして、自治体、教育関係者、PTA、関係事業者の方々、消費者団体等と一緒に、周知、啓発に取り組んでいくというところでございます。

以上でございます。

○清水座長 DVDはよろしいですか。

○玉田総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 あわせて、一般財団法人のマルチメディア振興センター、e-ネットキャラバンを実施していただいております事務局でございますけれども、こちらにスマホの活用に関してのDVDの短いものをつくっていただいておりますので、この場で御紹介させていただきたいと思っております。

(DVD上映)

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、経済産業省からお願いします。

○笠間商務情報政策局情報経済課課長補佐 経済産業省情報経済課でございます。

資料4に基づきまして「ゲーム機に係るフィルタリング等の普及啓発活動の状況について」取組状況の御説明をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして1ページ、この資料の概要でございますけれども、いわゆるゲーム機につきまして、保護者のペアレンタル・コントロールあるいはフィルタリングの利用の啓発をしっかりしていくという観点から、大手のゲームメーカー3社において、啓発普及活動をするようになったことを御報告させていただきたいと思っております。

2ページ以降については、この大手3社、任天堂、マイクロソフト、ソニー・コンピュータエンタテインメントの3社が協力してやるということでございまして、具体的な内容について簡単に御紹介をさせていただきたいと思っております。

3ページ、どのようなことをするか、目的でございますが、いわゆるペアレンタル・コントロールであるとか、フィルタリングの普及啓発活動によって、保護者に対してしっかりお子様を守るために対応いただくためのチラシを配っていくということになっております。

3社が合同で実施をするということでございます。

チラシの主な内容につきましては、保護者によるゲーム機の初期設定をしっかりとお願いをしたいということを啓発する。ペアレンタル・コントロールを利用してくださいということをお願いするということ。わからないことが多々あると思っておりますので、各社のホームページ、お問い合わせ番号といったものを御案内するという目的になっております。

4ページ、実際にどのような活動をするかというところでございますが、来年の2月、3月、いわゆる春商戦という時期になりますけれども、このタイミングで販売店においてチラシを配っていくこととなります。配布部数については2カ月間でおおむね売れる台数を想定しながら設定をしていくことになっております。

配布場所につきましては、3社の取引販売店というところで、いわゆる大手家電量販店の全国店舗で開催をいたします。購入をいただいたお客様に対して、販売店のほうから、商品の包装の中にもいろいろ注意書きは入っておりますけれども、それとは別にお客様に渡していく。実際に対応するのは量販店ということになりますが、チラシの御用意はメーカーのほうでして、量販店と御相談をして対応いただくことになったということでございます。

5ページは、まだ検討中となっておりますけれども、B5両面カラーを考えながら、こういう形のわかりやすいチラシをつくっていかうということで、鋭意精査をしていると報告を受けております。

御報告は以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

質問は最後にまとめてさせていただきまして、次にお願いしたいのが、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構から、前回御発表いただいたわけですが、その後の状況につきまして、事務局の広報担当から御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○岸原広報担当 前回はプレゼンテーションさせていただきまして、現在の状況をお話する前に、現在置かれている環境に関して、環境整備法がつけられた経緯を含めて、若干コンテンツ事業者の責務について振り返りをまずはさせていただきたいというところでございます。

まず1枚めくっていただきまして1ページ「青少年インターネット環境整備法」施行までの流れということで、どの国の制度もそうだと思うのですが、法令と社会的な規範というもので、あわせて全体的な制度設計というものがなされているかと思えます。青少年のインターネット環境整備におきましても、法令上の規制と社会的な規範と、両立で現在5年間回ってきたのではないかと思います。

この中で、非常に大きなところとしましては、総務省さんの違法・有害に関する検討会、それに伴う総務大臣要請、それに伴って環境整備法がつけられてきている。当初から民間の取組が先行しているという中で、既に社会的規範になったものに関しては、過度な法的規制がなされなかったというのがこれまでの経緯かなと思えます。

そのこのところを抜粋しましたのが、次の3ページ目になります。いろいろな項目があるのですが、ここは簡略化しましてポイントのみ記載をしております。

経緯としましては、最初に違法・有害の検討会の報告書、中間取りまとめがございますが、この中でサイト事業者に第三者期間の認定の取得。先ほどより高校生からもいろいろありますが、フィルタリング自体が邪魔で鬱陶しい、非常に不便なもの。これを今後普及させていく上で、利便性の向上が必要不可欠であるということが示されております。

これに伴って、特に総務大臣要請ということで、通信事業者さんに関してブラックリストの原則適用、第三者機関の認定の反映が要請された。

環境整備法の中でも、特に通信事業者に対してフィルタリングの原則適用が示されているのではないかと思います。

4ページ、法令につきましては皆様よく御存じのところかと思えますので、当初社会規範として示されております報告書の内容、この中でコンテンツ事業者の責務というところについて、抜粋をさせていただいております。

もともとは、フィルタリング自体が携帯電話で施行されたということもあって、画一性・非選択性、言ってしまうと1つしか選択ができないといったものから、普及をさせていく上で多様性・選択性が必要ですね。この経緯の中で、利用者利便というものも一方で考えていかないと普及しないということが当時から言われておりました。

こういった点で、コンテンツ事業者からの働きかけ、あるいは利用者、こちらは親御さ

んになります。カスタマイズ機能等によってフィルタリングを利用しやすいような環境を利用者がつくっていく。一方で、コンテンツ事業者側からも青少年に配慮したサイト運営を進めることによって、フィルタリングに頼らず青少年を保護する仕組みを提供する。これによって、積極的に青少年に利用されることを想定して、利用者にアクセス可能とする。これは青少年に配慮したサイト運営を前提として提供できることが必要ではないかということが示されております。

5 ページ、実際にこれがなされないと、現在どういうことが起きているかということですが、先ほどありましたように、青少年が多く利用する事業者に関しましては、青少年にとっても最新サービスの利便性といったものと、一方で、フィルタリングによる安心・安全、ただしこれは利便性とはトレードオフの関係になりまして、不便を提供するものになる。この中で、親子にジレンマを与えているという状況にならざるを得ないというのが、フィルタリングの一方での側面かと思えます。

そういった点では、できるだけこの親子のジレンマを解消するような仕組み、あるいはそういった社会制度といったものが普及には必要であるということかと思えます。

そういった点では、青少年が多く利用するコンテンツ事業者に関して、フィルタリングを利用できる環境を提供するための社会的な貢献が望まれているのではないかと考えております。

最後の6 ページは、前回お示したところでございまして、これまでフィーチャーフォンからスマートフォンへの移行ということで、さまざまな環境が変わってきております。新たな環境に対しての対応ということで、EMAとしましても、現在中長期ビジョンの策定といったものを行いまして、認定制度の改善あるいは最新の正確な啓発情報を共有できるような仕組みが提供できないか。あるいは広く認定以外に新しいサービスを評価するレーティング制度的なものが対応できないかということについて現在進めているという状況でございます。

この一環としまして、前回御参加されている事業者さん、LINEさんとも意見交換を現在進めております。現在はまだLINEさんのほうからの問い合わせに対して、EMAのほうからそれぞれお答えをしている段階でございますので、引き続きこういった点を継続していきたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

以上、内閣府、内閣官房IT戦略室、総務省、経産省、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構から御説明をいただきましたけれども、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 御質問というよりも御連絡といたしますか、せんだって安心ネットづくり促進協議会のほうにゲームメーカーさんが来てくださいますので、今、経産省のほうから御報告

いただいたように、来年の2月、3月にキャンペーンをしていただけるということになったのですが、ちょうど来年2月というタイミングになると、文部科学省のネットモラルキャラバン隊と日程が同じタイミングになるので、キャラバン隊のほうで直接保護者に全国で大量に配れる機会がちょうど提供されるので、ゲーム会社さんのほうにお願いして、できれば少し前倒しにして、キャラバン隊に全国でキャンペーンで配る配布物を配れるようにできないかという御相談をさせていただきましたところ、できるだけ、極力前倒しにして対応できるように頑張りますとおっしゃっていただけたので、うまくいけば全国の保護者に配布ができることになると思います。

ということで、これは御報告です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

一般的な、あるいは今後の方向に関しての御意見とかも、どうぞ。

○曾我委員 EMAの取組をお聞かせいただいたのですが、先ほどの子供たちの話の中で、使いたい道具がフィルタリングをして使えない、だからフィルタリングを外すというのは現状わかったような気がいたします。そうすると、子供たちが使うツールがフィルタリングをかけた段階でも使えるようにしなければ、子供たちは怖さの中でありながらも使いたい道具を使うという現状がわかったわけですから、逆に言うと、子供たちも安全な中で使えるようにはなりたいという希望もあるわけですので、この辺を今後青少年インターネット整備法としてどのようにするのか。

先ほどの子供たちの言葉の中からも、LINEを使いたい、ツイッターやフェイスブックを使うためにはフィルタリングを外さないと使えないので、そういう使い方をしているという、この問題を解決しなければ、これから広がってくるさまざまなアプリやコンテンツ、いろいろなものが普及して、子供たちが使うようになった場合に、フィルタリングというものが大事とわかっていても、それを度外視して使って、そこからいろいろなところに行ってしまうというものは解除できないとなりますので、EMAのほうもぜひ検討していただきたいのは、そういうものを取り込んで、全てが認定の中でどのようにできるのかということをしていかなければ、多分半々の状態になってしまう。これを改善することが、今後の青少年インターネット整備法のテーマだと感じました。

子供たちは安全に使える環境が欲しいと言っているのです。しかしながら、道具を使うために安全な環境ではない使い方をせざるを得ないということになっているので、ここは解決してあげる必要性があると思いますので、ぜひ皆さんに何らかの方法を考えていただくようにまずは促したいし、企業の皆さんには、どのような形で認定を受けることができるかという道を探っていただきたいと思います。

以上です。

○清水座長 貴重な御意見ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 ちょっと私は違う捉え方をしているのですけれども、きょう高校生の意見を聞きまして、5年、6年前にフィルタリングの話が出たときに、高校生になったときには使い方も違うのだから、各世代ごとのフィルタリングに変えてほしいという話をしたのが、まさにそのとおりに高校生が上手に使ってくれているなと思っています。

ですから、何でもかんでも外せばいいのではなくて、ある程度理解力があるので、親も了承しましたという状況できょうの子供たちは外しているのです。ですから、だれでもかれでも外していいというのとはちょっと違うので、私が前から言っているみたいに、そこは親の責任なり、そういったもののひとつの、何でもかんでもみんな一緒に外せますよというのとは違う次いでEMAさんのほうも考えていただきたい。

ただ、ある程度対応できるようにはしていただきたい。その辺が、似ているのですけれども、捉え方がちょっと違いますので、小学校用と高校生用とはちょっと違ってくるところなので、年代用にうまく対応できるようなことを、今後みんなで力を合わせてやっていくべきだろうなと思っています。

以上です。

○清水座長 貴重な御意見ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

現状として、なかなか大人が追いつけていないということがあります。ですから、生活指導上の問題があったときに、保護者が慌てるということが本当に多いのです。ですから、どのように保護者に啓発していくかというのがとても悩みどころなので、何を見ても物足りないし、何か1つこれを見たらというものがないだろうかということとずっと悩んで探していたところ、きょうは本当にいい情報提供をいただいたと思っています。

先ほど経産省のほうから、ゲーム機にかかわって、このような啓発活動をするのだということで、実際に量販店に2月、3月という話がありまして、そのほかにキャラバン隊のほうでも配っていただくということがあったのですが、目の前にクリスマス、お年玉の時期なのです。間に合わないのかなと、現実にはいろいろな相談も来ていますので、今、最終版ではありませんという合同チラシ案が出たのですが、固まった段階のものでも、学校側は情報をつかみたい、保護者にもこういうことがあると個別に教えたいということで、ウェブに載っているのかどうかというありかのことをまず1つ。

もう一つは、保護者に啓発するという意味では、資料5-2はすばらしいと思います。現状が全部書いてあって、見るのは字が小さくてつらいのですけれども、これを全部盛り込むというのはすばらしいと思いました。

また、これが一つ一つの家庭に配られないのかなというあたりで、今、こういうルートで自治体のほうに配られるというお話があったのですが、この先学校がどう一つ一つの家庭を啓発していくかのルートを悩みながら聞いています。文科省のほうからいつも携帯の



いろいろなものが6年生の全家庭に配られています。それと合同になって、1つの学年にだけでも配られるようなルートはないのかということ、もし無理であるならば、どこまで来られて、その先は自治体の教育委員会が意識を高く持って、それぞれの校長会等で学校にこういう啓発活動を全家庭にしてほしいということをきちんと話をしないと伝わらないと思います。

そういう意味でのPR活動をもっと大々的にやらないと伝わらないなというので、私もきょう、いい情報提供をいただいたのですが、全体のことを考えて、ちょっとその先が心配になっています。よろしく願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

経済産業省から説明がありましたら、お願いします。

○笠間商務情報政策局情報経済課課長補佐 この冬の商戦に間に合わないというのは、非常にいろいろな方からも御指摘ありまして、我々も議論をしたり、彼らに確認もしたりしたのですが、販売店の現場の末端の販売員の方まで、こうやるのですよというやり方を決めたりとか、そういうことでなかなか残念ながらクリスマスに間に合わないということは、みんなじくじたる思いの中で、何とか2月にはということになっているので、そこは御容赦いただければというところです。

一方で、そういう理由でございますので、何らかこういうチラシの案みたいなものを積極的にアピールしていくことができないのかというのは、事業者のほうにも我々を通じて確認をして、促していくような形にしていきたいと思っておりますので、また取り組んでいきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

内閣府はいかがですか。

○山岸参事官 今、御指摘のありましたリーフレットについては、ホームページのほうでデータ的にはダウンロードできるようにいたしたいと考えております。その上で、委員の中からももっとカスタマイズできないのかとか、地域の実情に応じたものを盛り込む欄をつくれぬのかという御意見も多々いただきました。今回、御指摘のとおり、いろいろなものをたくさん盛り込みたいということで、ただでさえ字のほう小さくなってしまったということで、相談窓口のところを何とかカスタマイズする形で取りまとめようとしているところでございます。データ等については内閣府のホームページのほうにも掲載いたしますので、ぜひデータとしてダウンロードいただいた上で、相談窓口やその部分については、それぞれの地域の相談できるところを記載していただくという形で、御活用いただければと考えております。

どうしても紙面上の部数というのは予算上の限界がございまして、限られておりますので、何とかデジタル版のほうを御活用いただけないかと考えております。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございます。

○五十嵐委員 ぜひ学校に直接かかわる市区町村の教育委員会にまでしっかりと啓発をしていただきたいのです。そうでないと、一つ一つの学校に届かないという現状がありますので、あとはウェブからダウンロードできるということはわかりましたので、そこまでのルートをぜひよろしく願いいたします。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、まだあるかもしれませんが、時間が参りましたので、議題3の「その他」ですけれども、今後の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

○山岸参事官 それでは、事務局のほうから何点か御報告をいたします。

まず、次回の会合でございますが、本年度は4回の会合を開催するという予定でしたが、10月に急遽LINE等からのヒアリングが入りましたこともあり、来年の2月に、5回目でございますが、会合を実施いたしたく調整を進めているところでございます。本会合におきましては、平成25年度の青少年インターネット環境利用実態調査の速報値について御報告をするとともに、平成27年度の3次の基本計画の策定、見直しに向けて検討のキックオフを進めたいと考えておるところでございます。

委員の先生方におかれましては、次回会合までにこれまでの本検討会としての御提言や、検討会での意見聴取、御議論を踏まえまして、基本計画の見直しに向けて検討を深めるべき課題等につき、御意見をお伺いいたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、開催日時につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在日程調整を行っておりますところ、別途御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

引き続き、参考資料に基づき、2点御報告をさせていただきます。

まず、内閣府では、10月末から地方自治体と連携をいたしまして、青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを全国8カ所で開催しております。これまで北海道、沖縄、京都及び岐阜の4カ所で開催をしておりますが、参考資料1として配付しておりますとおり、来年1月17日、18日に埼玉で第5回のフォーラムを開催いたします。今後宮城、福岡、広島でも開催を予定しておりますが、これらのフォーラムの開催状況につきましても、次回の2月の会合で御報告をさせていただきたいと考えております。

また、お手元に参考資料2-2としまして、本年5月の犯罪対策閣僚会議において策定された、児童ポルノ排除総合対策の第二次のバージョンの概要をお配りしております。総合対策では、ファイル共有ソフトを含めた流通・閲覧防止措置の強化、被害者支援を強化するための保護対策の充実強化などについて、特に留意すべき課題として掲げられております。

内閣府におきましては、この総合対策に基づき、去る11月28日に児童ポルノ排除対策の推進協議会及び児童ポルノ排除対策の公開シンポジウムを開催いたしました。協議会では、資料2-1に配付しております活動方針が採択され、新たな総合対策を踏まえまして、児童ポルノの被害の未然防止、拡大防止、被害児童の保護、支援の充実を図るため、官民一

体となって取組を展開することとされたところでございます。

また、公開シンポジウムでは、児童ポルノの流通・閲覧防止の強化をテーマとして議論が行われ、本検討会の国分委員にはパネリストとして欧米における児童ポルノ排除対策と日本の課題につき、ノーティス・アンド・テークダウンの視点から、具体的に一般ユーザーからアクセスできなくなるまでの日数等を例に挙げて、欧米と日本の取組を比較して御紹介、問題提起をいただいたところでございます。この場をおかりして、改めて御礼申し上げます。

内閣府といたしましては、青少年が児童ポルノ事案等の犯罪被害やトラブルに遭うことのないよう、先ほどのフォーラム等の取組を通じまして、青少年が安全・安心にインターネットを利用できるよう、その適正な利用に関する注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第20回の検討会を終了させていただきたいと思っております。本日は長時間にわたりまして、御審議いただきまして、まことにありがとうございました。